

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第43号

### 瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則

瀬戸市火災予防規則（平成4年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(火災に関する警報)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第3条の2 条例第29条の8第1項の林野火災</u></p> <p><u>に関する注意報（以下「林野火災注意報」とい</u></p> <p><u>う。）は、林野火災の予防上、市長が注意を要</u></p> <p><u>すると認め、かつ、気象の状況が次の各号のい</u></p> <p><u>ずれかに該当するときに発令するものとする。</u></p> <p><u>(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以</u></p> <p><u>下であって、かつ、前30日間の合計降水量</u></p> <p><u>が30ミリメートル以下のとき。</u></p> <p><u>(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以</u></p> <p><u>下であって、かつ、乾燥注意報が発表されて</u></p> <p><u>いるとき。</u></p> <p><u>2 前項各号の場合において、當日に降水が見込</u></p> <p><u>まれ、又は積雪があるときは、同項各号の規定</u></p> <p><u>は適用しない。</u></p> <p><u>3 市長は、気象の状況が林野火災の予防上危険</u></p> <p><u>でなくなったと認めたときは、発令した林野火</u></p> <p><u>災注意報を解除するものとする。</u></p>	<p>(火災に関する警報)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p>

(林野火災注意報発令中における火の使用制限の努力義務の対象区域)

第3条の3 条例第29条の8第3項の規定により市長が指定する区域は、別表第1の左欄に掲げるとおりとする。

2 市長は、林野火災注意報を発するときは、気象の状況により、前項に規定する区域を、別表第1の右欄に掲げる地域区分に応じ、限定して指定することができるものとする。

(林野火災に関する警報)

第3条の4 条例第29条の9の林野火災の予防を目的とする火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）は、林野火災の予防上、市長が危険であると認め、かつ、気象の状況が第3条の2第1項各号のいずれかに該当し、及び強風注意報が発表されたときに発令するものとする。

2 第3条の2第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 市長は、気象の状況が林野火災の予防上危険でなくなったと認めるときは、発令した林野火災警報を解除するものとする。

(林野火災警報発令中における火の使用制限の対象区域)

第3条の5 条例第29条の9の規定により市長が指定する区域については、第3条の3の規定を準用する。

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第11条 条例第45条第1項の規定による火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。ただし、緊急やむを

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第11条 条例第45条の規定による火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない

得ないときは、同項第1号から第5号までの届出を口頭により行うことができる。

(1) 条例第45条第1項第1号の行為 火災と紛らわしい煙（火炎）を発するおそれのある行為届（第12号様式）

(2) 条例第45条第1項第2号の行為 煙火打上げ（仕掛け）届（第13号様式）

(3) 条例第45条第1項第3号の行為 催物開催届（第14号様式）

(4) 条例第45条第1項第4号の行為 水道断水・減水届（第15号様式）

(5) 条例第45条第1項第5号の行為 道路工事・露店開設届（第16号様式）

(6) 条例第45条第1項第6号の行為 露店等の開設届（第16号様式の2）  
(標識等の様式等)

第15条 条例第11条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）並びに条例第23条第2項及び第3項に規定する標識、条例第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。）及び条例第34条第2項第1号に規定する標識及び掲示板並びに条例第39条第4号（条例第42条において準用する場合を含む。）に規定する表示板及び満員札の様式並びに条例第17条第3号に規定する表示は、別表第2のとおりとする。

別表第1（第3条の3、第3条の5関係）

区域	地域区分
余床町、曾野町、水北町、穴田町、川平町、十軒町、鹿乗町、三沢町1丁目、内田町1丁目	北西部
北丘町、下半田川町、定光寺町	北部

ときは、同条第1号から第5号までの届出を口頭により行うことができる。

(1) 条例第45条第1号の行為 火災と紛らわしい煙（火炎）を発するおそれのある行為届（第12号様式）

(2) 条例第45条第2号の行為 煙火打上げ（仕掛け）届（第13号様式）

(3) 条例第45条第3号の行為 催物開催届（第14号様式）

(4) 条例第45条第4号の行為 水道断水・減水届（第15号様式）

(5) 条例第45条第5号の行為 道路工事・露店開設届（第16号様式）

(6) 条例第45条第6号の行為 露店等の開設届（第16号様式の2）  
(標識等の様式等)

第15条 条例第11条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）並びに条例第23条第2項及び第3項に規定する標識、条例第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。）及び条例第34条第2項第1号に規定する標識及び掲示板並びに条例第39条第4号（条例第42条において準用する場合を含む。）に規定する表示板及び満員札の様式並びに条例第17条第3号に規定する表示は、別表のとおりとする。

<u>針原町、長谷口町、白坂町、西白坂町、中白坂町、北白坂町、東白坂町、南白坂町、麻山町、巡間町、門前町、西山路町、山路町、東山路町、上山路町、広之田町、井山町、鳥原町、岩屋町、上品野町、白岩町、片草町、上半田川町</u>	東部
<u>海上町、屋戸町、広久手町、南山口町、上之山町1丁目、吉野町</u>	南部
<u>別表第2（第15条関係）</u>	<u>別表（第15条関係）</u>
<省略>	<省略>

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。